

導入促進基本計画（矢吹町）

1 先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

矢吹町は、首都圏から 200km 圏内に位置し、空港、高速道路、鉄道の交通体系に恵まれているほか、国道 4 号が通り、主要地方道 4 本が終結するなど、交通の要衝となっていることから南東北の玄関口として産業、流通共に重要な役割を担っている地域である。

当町の人口は、現在 17,160 名：男 8,601 名、女 8,559 名（平成 30 年 2 月 1 日現在）であり、平成 7 年をピークに減少に転じ、平成 25 年には約 30 年間維持してきた 18,000 人を下回り、総人口の減少とともに 15 歳未満の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口が減少しているのに対し、65 歳以上の老年人口は増加し、少子高齢化が進んでいる。

産業構造としては、近年、農業を中心とした第 1 次産業及び製造業を中心とした第 2 次産業については減少を続け、就業人口の割合として、第 1 次産業 5.60%、第 2 次産業 17.18%、第 3 次産業 40.63%（平成 27 年度国勢調査より）となっている。

そのような中、町では平成 28 年 3 月に策定した町の最上位計画である「第 6 次矢吹町まちづくり総合計画」において「企業誘致の推進と働く場の確保」を重要施策の一つに掲げ、積極的に企業誘致と商工業の振興発展に取り組んでいる。

また、町内の中小企業や町内進出企業に対して、平成 17 年度に町内進出企業や金融機関、商工会等 39 社による「やぶき経営懇話会」を設立し、異業種の交流と地域産業が抱える諸問題に協働で取り組むため、様々な分野において協議や情報交換を行っている。

昨今、懇話会会員企業及び町内中小企業から政府の経済対策（アベノミクス）の効果により、中小企業の業況は回復傾向である反面、働き方改革の推進に伴い、働く場において就労環境の改善、改革に大変苦慮している状況であると聞くとともに、当町においても少子高齢化や都会への人口流出等により、生産年齢人口が減少しているため、町内中小企業等においても従業員の確保に大変苦慮している状況となっており、管内のハローワーク等との情報交換において対策を協議しながら、町が設置している無料職業紹介所を活用した人材確保に努めているとともに、町とやぶき経営懇話会による町内企業のガイドブック「矢吹企業ガイドブック」を作成し、町内の中高生に配布するなど町内企業等の PR 活動を行うなど、中小企業者への支援を行っている。

また、町として、平成 27 年度に役場産業振興課内に「まち PR 係」を新設し、当町の持つ魅力を全国に発信し、定住・交流人口の増加に努めている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の労働生産性の向上を図り、当町における人手不足、働き方改革への対応を促進することにより、雇用の安定及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、導入促進基本計画期間内において 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

当町として中小企業者における生産性向上及び従業員の就労環境の改善を促進するため、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）を現状から年率 3%以上向上を目指す。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業、商業サービス業、工業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点により、本計画において対象とする設備については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、駅周辺、国道 4 号沿線、主要地方道沿線等、町内全域にわたり立地している。これらの全ての地域において、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、矢吹町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、商業サービス業、工業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、環境への対応、品質の向上、提供するサービスの向上など多様であるため、本計画においては、労働生産性の 3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間については3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。